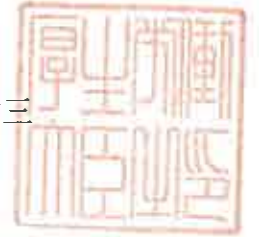


第52回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会	資料 2
2023(令和5)年10月26日	

厚生労働省発感1026第2号
令和5年10月26日

厚生科学審議会長
福井 次矢 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



諮問書

予防接種法（昭和23年法律第68号）第24条第4号及び第5号の規定に基づき、別紙1「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱」及び別紙2「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知）一部改正案」について貴会の意見を求めます。

別紙 1

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱

第一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部改正

一 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種の実施方法に、以下の方法(一)に掲げる方法については十二歳以上である者に対して当該予防接種を行う場合、(二)に掲げる方法については六歳以上十二歳未満である者に対して当該予防接種を行う場合、(三)に掲げる方法については生後六月以上六歳未満である者に対して当該予防接種を行う場合に限る。)を加えること。

(一) コロナウイルス(SARS-CoV-2)RNAワクチン(令和三年五月二十一日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものであって、アンデソメランを含むものに限る。)を二十日以上の間隔において二回筋肉内に注射するものとし、接

種量は、毎回一・〇ミリリットルとする方法

(二) 前号に掲げるワクチンを二十日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎

回〇・五ミリリットルとする方法

(三) 第一号に掲げるワクチンを二十日以上の間隔をおいて二回筋肉内に注射するものとし、接種量は、

毎回〇・二五ミリリットルとする方法

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。

別紙 2

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」（令和三年二月十六日付け厚生労働省発健〇二一六第一号厚生労働大臣通知）一部改正案

一 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種において使用するワクチンに新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）RNAワクチン（令和三年五月二十一日に武田薬品工業株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条の承認を受けたものであって、アムデユソメラを含むものに限る。）を加え、その対象者を生後六月以上の者とする事。

二 この通知は、令和五年十一月一日から適用すること。

厚 科 審 第 37 号
令和 5 年 10 月 26 日

予防接種・ワクチン分科会長
脇 田 隆 字 殿

厚生科学審議会長
福 井 次 矢



別紙 1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第三条の規定による改正前の予防接種実施規則の一部を改正する省令案要綱」及び別紙 2 「「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和 3 年 2 月 16 日付け厚生労働省発健 0216 第 1 号厚生労働大臣通知)一部改正案」について(付議)

標記について、令和 5 年 10 月 26 日付け厚生労働省発感 1026 第 2 号をもって厚生労働大臣から諮問があったので、厚生科学審議会運営規程第 3 条の規定に基づき、貴分科会において審議方願いたい。